

1. 委託料の支払方法

1.1. 委託料の構成と支払方法

(1) 委託料の構成及び支払方法

館林市（以下「発注者」という。）は受託民間事業者（以下「受注者」という。）が行う本業務に係る各業務に対する対価を、委託料として支払うものとする。

なお、以降に定める内容に関しては、最終的に優先交渉権者と協議の上、決定するものとする。

表 1. 1 本業務に係る委託料

業務	分類	費用項目	支払方法
統括管理業務	A-1	人件費	毎月支払
管路管理業務	B-1	巡視業務	毎月支払
	B-2	調査業務	完了後支払
	B-3	清掃業務	毎月支払
	B-4	修繕業務	毎月支払
処理施設管理業務	C-1	人件費	毎月支払
	C-2	保守点検及び整備業務 水質分析関連業務 環境整備業務 その他関連業務	毎月支払
	C-3	設備修繕業務	毎月支払
	C-4	物品等調達管理業務	毎月支払
	C-5	廃棄物管理業務	毎月支払
コンサルタント業務	D-1	業務全般	完了後支払

1) 統括管理業務

(ア) 委託料の内容

発注者は、受注者が行う本業務の統括管理業務に対する費用を委託料として支払うものとする。

なお、毎月支払いを基本とするが、履行期間中において発注者と受注者の協議により支払方法の変更も可能とする。

(イ) 委託料の算出方法と支払方法

受注者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を 12 か月で除した金額について毎月支払うものとする。

2) 管路管理業務

(ア) 委託料の内容

発注者は、受注者が行う本業務の管路管理業務に対する費用を委託料として支払うものとし、当該委託料は、毎月支払いをする業務及び業務完了後に一括払いする業務により構成される。

なお、毎月支払いを行うものについては、履行期間中において発注者と受注者の協議により支払方法の変更も可能とする。

(イ) 委託料の算出方法と支払方法

受注者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を12か月で除した金額について毎月支払う、又は業務完了後に一括して支払うものとする。

また、当該委託料については、年度最終月の支払いにおいて、当該年度中の実績数量等との差額について精算を行うものとする。

精算対象及び精算額の算定方法は、表1.2のとおりとする。

表 1. 2 精算対象業務及び精算額の算定方法

分類	費用項目	精算対象	精算額の算定方法
B-2	調査業務	廃棄物の運搬・処分量	受注者の積算に基づく。
B-3	清掃業務	廃棄物の運搬・処分量	受注者の積算に基づく。
B-4	修繕業務		受注者による見積金額

3) 処理施設管理業務

(ア) 委託料の内容

発注者は、受注者が行う本業務の処理施設管理業務に対する費用を委託料として支払うものとする。

なお、毎月支払いを基本とするが、履行期間中において発注者と受注者の協議により支払方法の変更も可能とする。

(イ) 委託料の算出方法と支払方法

① 分類 C-1

処理施設管理業務のうち、処理施設の運転・維持管理に係る人件費を対象とする。

受注者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を12か月で除した金額について毎月支払うものとする。

② 分類 C-2～C-5

処理施設管理業務のうち、処理施設の運転・維持管理に係る人件費以外の費用を対象とする。

受注者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を12か月で除した金額について毎月支払うものとする。なお、物品等調達管理業務においては、発注者と受注者で合意する単価及び予定数量をもとに決定された年度ごとの支払額を12か月で除した金額とする。

また、当該委託料については、年度最終月の支払いにおいて、当該年度中の実費等との差額について精算を行うものとする。

精算対象及び精算額の算定方法は、表 1. 3 のとおりとする。

表 1. 3 精算対象項目及び精算額の算定方法

分類	費用項目	精算対象	精算額の算定方法
C-2	保守点検及び整備業務 水質分析関連業務 環境整備業務 その他関連業務	外部委託分	環境整備業務：受注者による見積金額 上 記 以 外 ：請求額
C-3	設備修繕業務		受注者による見積金額
C-4	物品等調達管理業務	電力 燃料 水道 通信 薬品※	薬 品 ：見積金額（3 社） 上記以外：請求額
C-5	廃棄物管理業務		請求額

※薬品：次亜塩素酸ナトリウム、固形塩素、高分子凝集剤、ポリ硫酸第二鉄等

4) コンサルタント業務

(ア) 委託料の内容

発注者は、受注者が行う本業務のコンサルタント業務に対する費用を委託料として支払うものとする。

(イ) 委託料の算出方法と支払方法

受注者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を業務完了後に支払うものとする。

2. 委託料の改定

2.1. 賃金又は物価が変動した場合等における委託料の改定

履行期間中において著しく賃金又は物価が変動した場合等における委託料の改定については、以下のとおりとする。

(1) 委託料の改定

各業務の委託料の改定については、年1回、表2.1に示す指標の比較により改定の要否を見直すものとする。

受注者は、毎年4月時点で公表されている最新の指標に基づき、改定の要否にかかわらず、その結果を発注者へ書面により報告するものとする。

発注者及び受注者は、見直し時の指標と前回改定時（又は契約締結時）の指標を比較し、1,000分の15を超える変動があった場合を要件として、委託料の改定を行うものとする。

改定を行う場合の委託料は、該当する費用項目の単価等を発注者と受注者で合意する単価に入れ替えて算出した金額とする。

委託料の改定は当該年度の末日までに行うものとし、改定により確定した委託料と、当該年度中に既に支払われた改定前の委託料との差額については、年度最終月の支払いにおいて精算するものとする。

表2.1 改定対象及び改定に使用する指標（案）

業務	分類	費用項目	指標
統括管理業務	A-1	人件費	設計業務委託等技術者単価 ・全職種単純平均値
管路管理業務	B-1	巡視業務	企業向けサービス価格指数 ・類別/諸サービス-小類別/平均
	B-2	調査業務	企業向けサービス価格指数 ・類別/諸サービス-小類別/平均
	B-3	清掃業務	企業向けサービス価格指数 ・類別/諸サービス-小類別/平均
	B-4	修繕業務	表1.2による
処理施設管理業務	C-1	人件費	公共工事設計労務単価 ・電工単価（群馬県）
	C-2	保守点検及び整備業務 水質分析関連業務 環境整備業務 その他関連業務	表1.3による
	C-3	設備修繕業務	表1.3による
	C-4	物品等調達管理業務	表1.3による
	C-5	廃棄物管理業務	表1.3による
コンサルタント業務	D-1	業務全般	設計業務委託等技術者単価 ・全職種単純平均値

(2) 特別の事情による改定

予期することができない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適當となったときは、発注者及び受注者は「(1) 委託料の改定」に規定する内容にかかわらず、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2.2. 施設改良等に起因する委託料の改定

(3) 発注者が実施する施設改良等に伴う費用の増減

履行期間中において、発注者が実施する施設改良等により本業務に係る費用が増減した場合、発注者又は受注者は、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

この場合の委託料の改定額については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

(4) 受注者が実施する施設改良等に伴う費用の増減

履行期間中において、契約の範囲内において受注者が自らの責任と費用により実施する施設改良等により本業務に係る費用が増減した場合であっても、委託料の改定は行わないものとする。

3. 委託料の支払停止

3.1. 措置の対象となる事象の認定基準

発注者はモニタリングの結果、受注者が、要求水準書及び契約書で規定する内容を充足していないと判断される事象（以下「要求水準等未達」という。）を確認した場合には、発注者が策定するモニタリング実施計画書（モニタリング実施計画書が未作成の場合はモニタリング基本計画書。以下同じ。）に基づき、措置の対象となるレベルに応じ、発注者は受注者に対して、【①注意】、【②指導】、【③勧告】、【④警告】及び【⑤命令】の措置を図3.1に示すフローに従い行うものとする。

このうち、【③勧告】に相当する措置を行う場合においては、発注者はその是正が確認できるまで委託料の支払いを停止することができる。

なお、【⑤命令】（是正を行うことを再度命令）にも関わらず、是正が行われていると認められない場合は、発注者は契約を解除することができる。

措置の対象となるレベルは、表3.1を予定しており、発注者と受注者の協議により最終決定するものとする。

表3.1 要求水準等未達の認定レベルと事象

認定レベル	事象
レベル1	業務管理の工程における軽微な不備 (事象例) ・書類、備品等の整理整頓不足 ・不衛生状態の放置
レベル2	要求水準の未達成がある場合、影響が発注者と受注者又は対象施設内に留まるもの (事象例) ・書類等の欠損 ・合理的理由のない履行遅延の発生 ・苦情の頻発 ・必要な点検（法定点検を除く）の未実施 ・過失による事故の発生（影響が対象施設内に留まるもの）
レベル3	契約に違反する行為で故意又は過失による発注者への信用失墜行為（故意による発注者への信用失墜行為を除く。）、不法行為、その他影響が第三者又は対象施設外に及ぶもの (事象例) ・放流水質の法定水質基準の未達 ・苦情の放置 ・法定点検の未実施 ・過失による事故の発生（影響が対象施設外に及ぶもの） ・大規模な事故、火災及び労働災害（死亡事故）の発生

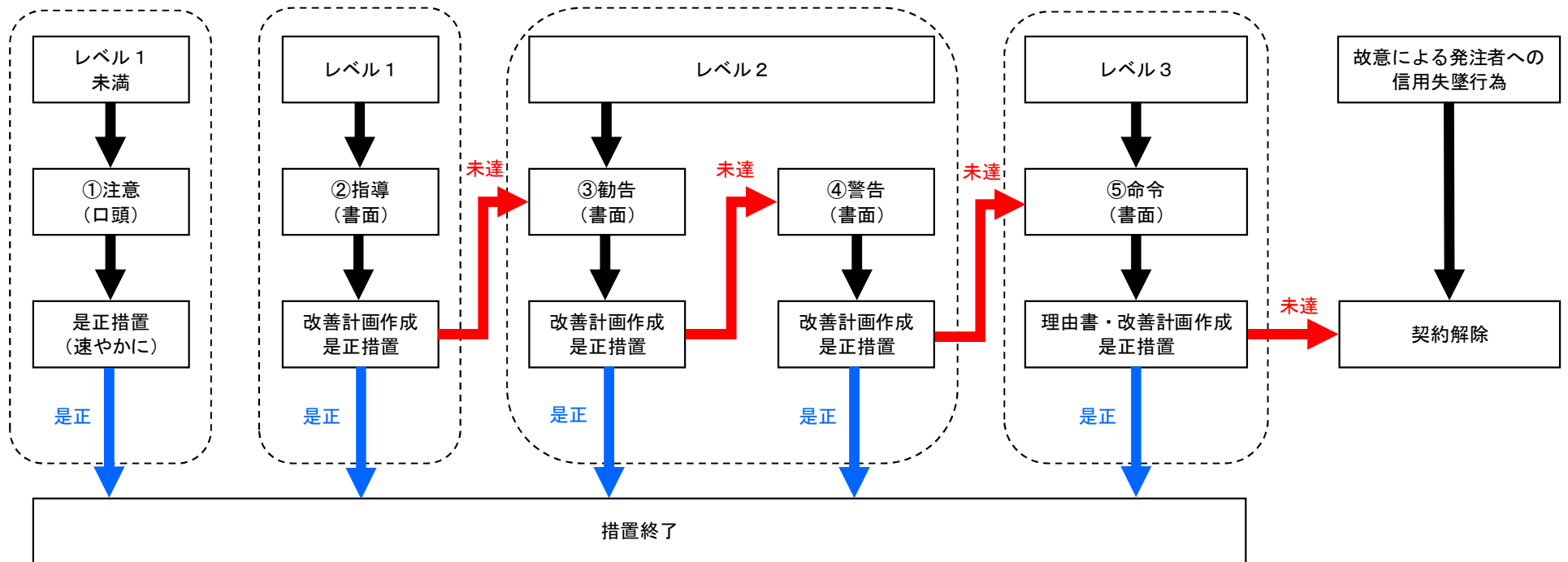


図 3. 1 要求水準等未達時における措置の内容